

平成31年度以降の財源確保策案について

1 はじめに

本町は、昭和33年度以降、普通交付税不交付団体であり長期間にわたり財政力が高く裕福であるとされてきましたが、平成8年度以降、町税の著しい減収に伴い歳入が減少する一方、社会保障関係費や平成初期の公共施設整備に伴う公債費などの歳出が増大し、危機的な財政状況に陥ったため、平成15年度を「財政再建元年」と位置付けて以降、約10年間、行政サービスの低下を招かないよう、さまざまな工夫をしながら歳入の確保と歳出の削減に取り組んできました。

その間も固定資産税や町民税などの町税の右肩下がりの減収により大変厳しい財政運営が続く中で、人口減少・高齢化の本格化に伴う社会保障関係費の増加、防災・減災の取組みや公共施設の更新問題など新たな行政課題に直面していることから、これまで取り組んできた「箱根町行政改革大綱」と「箱根町財政健全化プラン」を一つに統合し、行政改革、財政改革の2つの視点をもった計画として、平成27年9月に「箱根町行財政改革アクションプラン（以下、「当初プラン」という。）」を策定しました。

当初プランでは、これまでの未達成項目や引き続き改革すべき項目を集中して取り組むとともに、聖域としてきた消防職員の削減など従前の計画以上の歳入確保・歳出削減を目標としましたが、それでもなお多額の財源不足が生じ、平成28年度以降の予算が編成できない状況となったことから、平成28年度から平成30年度までの3年間、固定資産税の超過課税を実施しています。

平成28年度には、「箱根町行財政運営を考える町民会議」を設置し、町民・事業者自らが町の将来を考え提言書を取りまとめるとともに、平成29年度からは、「箱根町第6次総合計画」が新たにスタートするなど、本町が置かれている状況は、大きく変化していることから、当初プランの中間見直しを行い、より一層の行財政改革の推進を図るための新たな行財政改革アクションプランを策定しました。

新プランの実施により財源不足の解消効果が見込まれますが、それでもなお不足する額の規模が大きいため、新プランの推進項目として「No.11 財源確保策の検討」を位置付け、再度、あらゆる税目を対象とし、平成31年度以降の対応策を検討したものです。

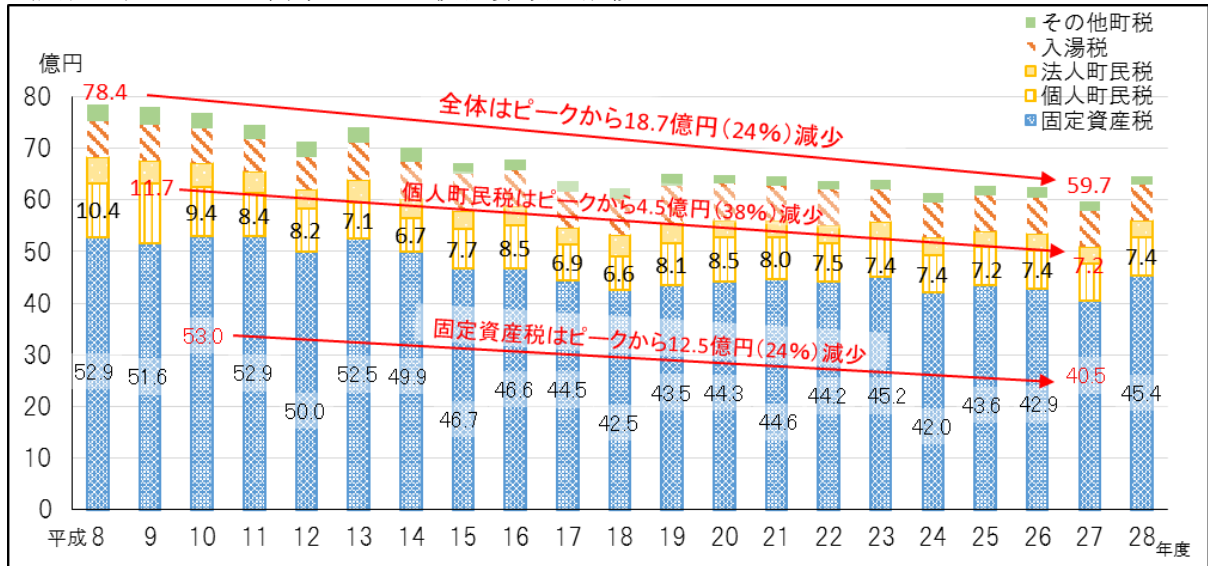
2 財政の逼迫要因と今後の財政見通し

(1) 財政の逼迫要因

① 町税収入の著しい減少

長期にわたる景気低迷等に伴い、町の自主財源の7割を占める町税収入は平成8年度の78.4億円をピークに、平成27年度には59.7億円と18.7億円もの減収となっています。減収額のうち固定資産税が12.5億円、個人町民税が4.5億円と9割以上を占めています。

〔図表1〕 過去20年間の主な町税決算額の推移



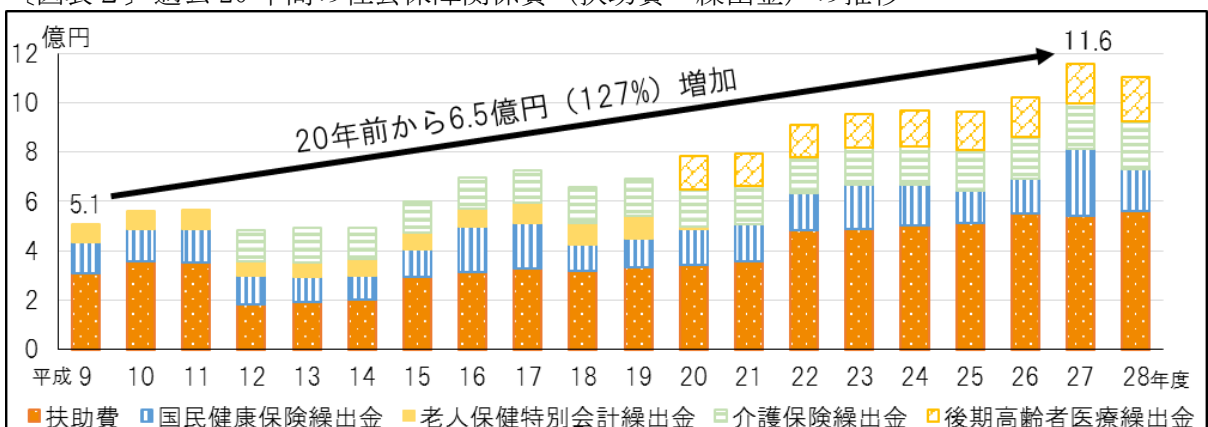
出典：地方財政状況調査

② 社会保障関係費の増大

扶助費は全国的に障がい者福祉費などの増と、子育て施策の推進などにより増加傾向にあり、国や地方を問わず、社会保障給付の伸びが財政上の課題とされています。

本町の国民健康保険特別会計では、後期高齢者医療制度開始に伴い、加入者は減少傾向ですが、医療の高度化などから医療費は増加傾向にあることから、町の法定負担分の繰出金は増加が続いています。さらに、後期高齢者医療と介護保険では、高齢者の増加に伴い、医療や介護の費用増加に比例して、町の法定負担分となる繰出金も増加しています。

〔図表2〕 過去20年間の社会保障関係費（扶助費・繰出金）の推移



出典：地方財政状況調査

③サービス水準の向上・維持のための経費の増大

本町はこれまで、子育てなど町民ニーズに応じた施設整備事業や、町民サービス水準の向上や維持のために新たな事業にも取り組み、現在も継続して実施しています。

このような本町が独自に実施するサービス以外にも、介護保険制度や後期高齢者医療制度などの新たな社会保険制度の導入や、地方分権改革の進展、さらに、人口減少対策や災害への備え、公共施設の老朽化など町が行うべき事務量が增大しており、このことは事務費と共に人件費の大幅な削減ができない要因となっています。

※本町の特徴的な行政サービスの詳細は、「【別紙1】観光関係の支出比較と本町の特徴的な行政サービス」のとおり。

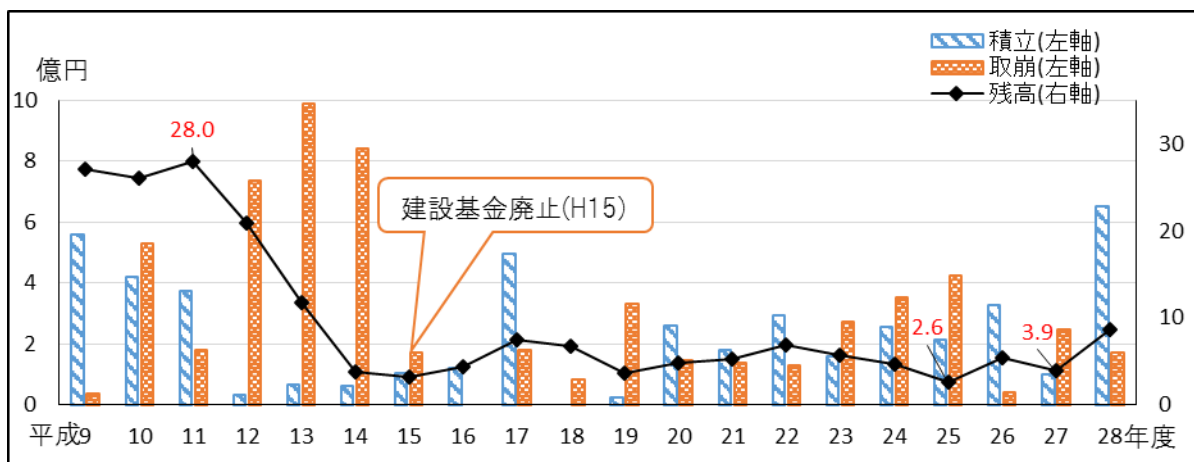
④財政調整基金の残高不足

平成11年度の28億円から平成27年度には3.9億円と約7分の1に減少しました。これは、町税の落ち込みや除排雪経費をはじめとする緊急的な対応のために、その都度基金を取り崩して財政運営を行ってきたものですが、特に平成23年度以降は、財源不足を補うために積立額以上の取崩を行ったため基金残高が年々減少し、ほぼ底をついた状態となりました。

平成28年度は、当初プランでの積立目標である当初予算での5,000万円の積立の実施に加え、前年度繰越金で3.6億円、平成28年度分のふるさと納税における寄付分2.3億円を積立させたことにより、8.7億円まで残高が回復しています。

しかしながら、本町では、平成27年度の大涌谷火山活発化を踏まえた災害への備えや、今後の公共施設の老朽化を踏まえた大規模事業の実施に対する財政負担軽減・将来世代への過度な負担の抑制を図るために、引き続き残高確保を図って行く必要があります。

〔図表3〕過去20年間の建設基金・財政調整基金の積立・取崩と残高の推移



出典：決算書

⑤まとめ

①～④の財政逼迫要因については、平成27年度の新財源確保検討時に整理したものの、その後の推移を加えても、④の財政調整基金の枯渇からは一定の回復が見られたものの、他の要因については、傾向自体は変化していません。

(2) 中長期財政見通し

行財政改革等を行うことなく行財政運営を続けた場合、平成31～39年度においては毎年度約9億1,600万円前後の収支不足となる見込みです。また、中期（平成31～35年度の5年間）と長期（平成36～39年度の4年間）に区分した場合、それぞれ毎年度約7億円、約11億円の収支不足が見込まれ、長期的に年々拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。

〔図表4〕中長期財政見通し

（単位：百万円）

区分	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	見通し	
歳入	町税	6,261	5,814	5,872	5,780	5,768	5,754	5,674	5,666	5,657	5,571	↘
	譲与税・交付金等	555	547	577	574	570	567	564	561	558	554	↘
	国・県支出金	1,089	812	755	736	951	1,006	832	793	805	1,025	↘
	町債	2,122	1,085	1,189	882	1,136	1,146	958	1,342	1,373	1,520	↗
	その他	964	961	966	948	935	935	924	937	926	936	→
	計	10,991	9,220	9,358	8,921	9,361	9,408	8,952	9,299	9,319	9,607	↘
歳出	人件費	2,900	2,887	3,143	3,146	3,147	3,174	3,154	3,171	3,155	3,182	↗
	扶助費	445	463	483	505	530	557	587	619	655	694	↗
	公債費	789	886	929	864	965	945	846	850	948	1,017	↗
	物件費	2,419	2,447	2,205	2,243	2,236	2,509	2,525	2,481	2,513	2,450	↘
	投資的経費	2,569	1,290	1,452	1,076	1,542	1,560	1,036	1,409	1,433	1,794	↗
	その他	1,969	1,824	1,749	1,731	1,769	1,702	1,806	1,796	1,810	1,811	→
計	11,090	9,798	9,960	9,564	10,187	10,445	9,954	10,325	10,515	10,949	↘	
歳入歳出差引額	-100	-578	-601	-643	-826	-1,037	-1,001	-1,027	-1,196	-1,342	↗	

↳ 5頁の「図表6 財源不足額の算出結果」の表へ

見通しの凡例	↗	ほぼ一貫して増加する見通し	↘	増減あるが増加傾向の見通し	→	ほぼ横ばいの見通し
	↖	ほぼ一貫して減少する見通し	↗	増減あるが減少傾向の見通し		

歳入の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の超過課税が平成30年度で終了し、町税全般に関しては、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う経済効果や徴収対策の強化により微増するものの、人口減少の傾向は変わらないため、平成33年度以降は横ばいから減少と見込んでいます。 公共施設の更新や新たに必要となる事業の建設地方債が増加傾向であり、歳入総額は毎年度平均約94億円で推移する見込みです。
歳出の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展による社会保障関係費等の増加に伴い、特別会計への繰出金や福祉関係の扶助費が増加傾向となります。 投資的経費は、公共施設の更新などへの着実な対応を図る必要があることから、起債が充てられる部分は全て充当したうえで事業費総額が10億円を超える大規模改修等を毎年のように見込んでおり、歳出総額は毎年度平均約102億円で推移する見込みです。
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革等を行うことなく行財政運営を続けた場合、平成31～39年度においては毎年度約9億1,600万円前後の歳入不足となり、長期的に年々拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。

出典：中長期財政見通し（調査時点：H29.6）

3 財源確保の必要性

(1) 行財政改革アクションプランによる財政健全化効果額

新プランでは76の推進項目の実施により見込まれる財政健全化効果を「収支改善効果額④」と「その他効果額⑤」の2つに分けています。

「収支改善効果額④」は、各年度の収支改善に寄与する項目を対象とし、6年間で約10億200万円を見込んでいます。また、「その他効果額⑤」は、毎年度の収支改善に直接寄与しないものの、財政状況の改善という観点から効果額が見込まれるものを対象とし、6年間で3億円を見込んでいます。

〔図表5〕 財政健全化効果額

(単位：百万円)

区 分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	合 計
収支改善効果額④	42	58	177	223	244	258	1,002
歳 入	39	48	168	205	225	236	921
歳 出	3	10	9	18	19	22	81
その他効果額⑤	50	50	50	50	50	50	300
財政健全化効果額 〔⑥=④+⑤〕	92	108	227	273	294	308	1,302

出典：行財政改革アクションプラン（H29～34）

(2) 財源不足額の算出（中期 H31～35）

中長期財政見通しにおいて、固定資産税超過課税の終了後、平成31年度以降の歳入歳出差引額は、平成35年度までの5年間の平均で約7億3,700万円となっています。行財政改革アクションプランの取組みによる収支改善効果額は、平成31年度から平成35年度までの平均で約2億3,200万円となっています。

この中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額に、新プランの収支改善効果額を加味した財源不足額を算出したところ、平成31年度から平成35年度までの5年間の平均で約5億500万円の不足が見込まれています。財源不足額の規模が大きいため、今後も固定資産税超過課税のような何らかの財源確保策を実施する必要があります。

〔図表6〕 中期財源不足額の算出結果

(単位：百万円)

項 目	H31	H32	H33	H34	H35	平均
中長期財政見通しの 歳入歳出差引額 (4頁参照) ①	△ 578	△ 601	△ 643	△ 826	△ 1,037	△ 737
行財政改革アクションプラン 収支改善効果額 ②	177	223	244	258	258	232
財源不足額 [③=①+②]	△ 401	△ 378	△ 399	△ 568	△ 779	△ 505

※ 「行財政改革アクションプランの収支改善効果額②」は、図表5の「収支改善効果額④」の平成31～34年度の収支改善効果額を用いています。なお、平成35年度の収支改善効果額は、平成34年度の効果がそのまま継続するものとして計算しています。

出典：行財政改革アクションプラン（H29～34）

(3) 長期の財源不足額について（参考 H36～39）

中長期財政見通しのうち、平成36年度以降の歳入歳出差引額は、平成39年度までの4年間の平均で約11億4,200万円となっています。

長期的な財源不足の状況を把握するために、行財政改革アクションプランの平成34年度の収支改善効果額2億5,800万円が、長期的にも継続するものとして財源不足額を算出したところ、平成36年度から平成39年度まで4年間の平均で約8億8,400万円の不足が見込まれています。

財源不足額は、中期の5年平均から3億7,900万円も拡大する見込みであるため、中期だけでなく長期的な財源確保策への対応も念頭に置きながら、財源確保策を検討する必要があります。

〔図表7〕長期財源不足額の算出結果

(単位：百万円)

項 目	H36	H37	H38	H39	平均
中長期財政見通しの 歳入歳出差引額 (4頁参照) ①	△ 1,001	△ 1,027	△ 1,196	△ 1,342	△ 1,142
行財政改革アクションプラン 収支改善効果額 ②	258	258	258	258	258
財源不足額 [③ = ① + ②]	△ 743	△ 769	△ 938	△ 1,084	△ 884

※ 「行財政改革アクションプランの収支改善効果額②(H36～39)」は、図表5の「収支改善効果額④」の平成34年度の効果額がそのまま継続するものとして計算しています。

【参考1】 財源不足額を確保できない場合の影響について

平成31年度以降の財源不足額は約5億円であるが、仮に平成30年度当初予算において固定資産税超過課税の増収分（約5億円）が無い場合の影響について検討したもの。

※詳細は、「【別紙2】固定資産税超過課税がない場合の影響について」のとおり。

■ 検討条件

- ・固定資産税超過課税は一般財源であるため、一般財源を5億円削減するものとする。
- ・事業費から削減するものとし、入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金の充当分を控除した純粋一般財源から5億円削減するものとする。
- ・全223事業のうち優先実施すべき事業と見直し対象事業を区別するため、次の6つの区分に分類した。
「①全額特財事業」、「②他会計繰出金等」、「③広域建設事業」、「④入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当事業」、「⑤特財あり事業」、「⑥単独事業」

■ 検討結果の概要

- ・見直し対象事業（④～⑥の事業※）の純粋一般財源は6.9億円しかなく、これを5億円削減する場合、対象事業の7割程度が実施できなくなる結果となった。

※④のうち、入湯税、ふるさと納税等が全額充当されている事業は除く。

- ・「⑥の単独事業」は、削減効果は最も高いものの、全額一般財源を用いても実施が必要な事業しか残っておらず、「⑤特財あり事業」は、事業実施のため国県補助金や起債を最大限活用している事業が多く、一般財源の削減効果は低いが実施できなくなる事業費の額は大きくなる。「④入湯税等充当事業」は、観光関連分野の事業が多く、5億円削減する場合、この分野の純粋一般財源1.85億円の削減又は⑤、⑥の事業に振替えることとなり、年間約2,000万人の観光客への受入体制の維持にも影響が出る恐れがある。
- ・なお、経常費や人件費は、経常的に要する経費であり、過去20年以上、削減・見直しを続けてきたため、削減余地はほぼなく、また、使用料等を見直ししても数百万円程度の財源確保に留まるため、事業費以外での財源確保は、困難と考えられる。

単位：千円

区分	事業数	予算額	特定財源	一般財源			純粋一般財源
				うち入湯税	うちふるさと納税	うち消費税交付金	
① 全額特財事業	15	273,933	273,933	0	0	0	0
② 他会計繰出金等	4	880,023	97,700	782,323	227,710	0	75,000
③ 広域建設事業	2	119,538	98,240	21,298	0	0	0
優先確保分 計	21	1,273,494	469,873	803,621	227,710	0	75,000
④ 入湯税等充当事業※1	95	1,163,474	287,863	875,611	374,032	304,931	11,000
⑤ 特財あり事業	39	2,544,130	2,240,127	304,003	0	0	0
⑥ 単独事業	68	199,902	0	199,902	0	0	0
見直し対象分 計	202	3,907,506	2,527,990	1,379,516	374,032	304,931	11,000
(箱中長寿命化除き※2)	(201)	(1,989,181)	(761,790)	(1,227,391)	(374,032)	(304,931)	(11,000)
合計	223	5,181,000	2,997,863	2,183,137	601,742	304,931	86,000

出典：平成30年度一般会計当初予算及び予算附則説明資料をもとに作成

※1…「④入湯税等充当事業」は、入湯税、ふるさと納税、消費税交付金（社会保障財源化分）の充当事業であるもの。

※2…見直し対象分から中学校校舎等整備事業分（19.2億円）を除いた場合の計。この場合、純粋一般財源5.4億円のうち3.5億円の削減が必要であるもの。

4 各税目の再検討結果

(1) 検討の考え方

今後の財源確保策の検討にあたっては、平成27年度の議会行財政改革調査特別委員会において都市計画税や別荘等所有税などについて、改めて検討すべきとの意見があり、その後、町側としても財源確保策については、あらゆる選択肢の中から改めて検討を行うと議会答弁を行っている。

これらを踏まえ、平成27年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果（図表8・相対評価）をもとに、『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点から、具体的に実施が可能か検討した。

〔図表8〕（参考）平成27年度の新財源確保手法の評価一覧※1

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)法定外税
①用途自由度	◎	◎	◎	○	△	—※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	—※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13点	12点	16点	14点	11点	7点

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い（3点） ○：ある程度適性がある（2点） △：適性が低い（1点）
なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※2 法定外税は、町の条例により用途の自由度が決まるため評価対象外としました。

※3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

(2) 検討対象

『個人・法人町民税、固定資産税、入湯税、都市計画税、別荘等所有税、宿泊税』
（検討方法）

今回の検討結果における各税目の実施可能性は、図表9のとおりであるが、検討結果については、外部有識者が構成員である行財政改革有識者会議において、妥当性等について意見を伺っているもの。

※各税目の検討結果の概要は、「【別紙3】各税目の検討結果」のとおり。

〔図表9〕実施可能性の検討結果

	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)別荘等 所有税	7)宿泊税
実施可能性	△	△	○	▲※1	×	×	▲※2

【凡例】 ○…実施可、△…実施可（条件有）、▲…現状では実施困難、×実施困難

※1 入湯税は、35年度過充当の恐れがあり現状で実施困難。

※2 宿泊税は3年程度の検討期間が必要。

5 平成31年度以降の財源確保策

(1) 財源不足額の対応案について

平成31年度以降の財源不足額への対応として、今回行った各税目の導入可能性の検討結果をもとに、中期（平成31～35年度）の財源不足額約5億円／年を確保するために考えられる手法は、図表10のとおりである。

〔図表10〕財源不足額の対応案

財源確保策	導入手法	税 率	財源確保額
単独税目案	固定資産税超過課税の実施	0.18%(1.58%)	500百万円
複数税目案①	・固定資産税超過課税の実施 ・個人町民税超過課税の実施 (所得割)	0.15%(1.550%)※1 所得割 0.1%	410百万円 10百万円
	・法人町民税超過課税の実施 (均等割・法人税割)	均 等 割 制限税率 法人税割 制限税率	40百万円 40百万円
複数税目案②	・固定資産税超過課税の実施 ・法人町民税超過課税の実施 (均等割・法人税割)	0.15%(1.553%)※1 均 等 割 制限税率 法人税割 制限税率	420百万円 40百万円 40百万円

※複数税目案①の固定資産税超過課税の税率 5年平均 1.550%、複数税目案②の固定資産税超過課税の税率 5年平均 1.553%であり、四捨五入により両案とも 1.55%としている。

※入湯税・宿泊税は税目別に検討した結果、中期財政見通しの期間（H31～35）は、実施が困難であることから、対応策の検討から除外した。

(2) 財源不足額の対応案の検討結果

3つの財源不足額の対応案について検討した結果、単独税目案（固定資産税超過課税の継続）を採用すべきと考える理由と他の案を採用しない理由は、図表11のとおりである。

〔図表11〕財源確保策の検討結果

財源確保策	検 討 結 果
単独税目案 （固定資産税）	<ul style="list-style-type: none"> ・財源不足の主な要因である町税の著しい減収は、前回と同様であり、さらに中長期財政見通しでの歳入歳出差引額の拡大に対し、行財政改革アクションプランの収支改善効果額により、中期の財源不足額は、現行と同水準に抑えることができた。 ・今回、各税目の実施可能性を改めて検討したが、補てん財源の安定性や規模、さらに、現行と同様の税率で財源不足を賄えることなどを総合的に考えると、引き続き固定資産税の超過課税を採用した方が、最も望ましいと考える。
複数税目案① （固定資産税） （個人町民税） （法人町民税）	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税超過課税に加え個人町民税（所得割）と法人町民税（均等割、法人税割）の超過課税を実施するもので、兵庫県豊岡市が、都市計画税の廃止にあわせて実施した組み合わせである。 ・町民、事業者に対し、最も幅広く負担を求めることができるが、町民には、これまでH28に保育料、国民健康保険料、町営温泉入浴料の改定、事業者には、H29事業系一般廃棄物の有料化を実施している。 ・現状と同じ5億円を確保する場合、固定資産税に加え個人・法人町民税の超過課税を実施すると、本町の特性から低所得者や少数の大手法人の負担が逆に増すこととなる。 ・これらを考えると、複数税目よりも単独税目案で対応した方が良いと考えられる。
複数税目案② （固定資産税） （法人町民税）	<ul style="list-style-type: none"> ・複数税目案②は、固定資産税超過課税に加えて法人町民税の超過課税を実施するものである。 ・固定資産税超過課税よりも幅広い負担を求めることができるが、これまで事業者には、H29事業系一般廃棄物の有料化（H29経過措置で10円/kg、H30は18円/kg）を実施している。 ・現状と同じ5億円を確保する場合、固定資産税に加え法人町民税の超過課税を実施すると、本町の特性から少数の大手法人の負担が逆に増すこととなる。 ・これらを考えると、複数税目よりも単独税目案で対応した方が良いと考えられる。

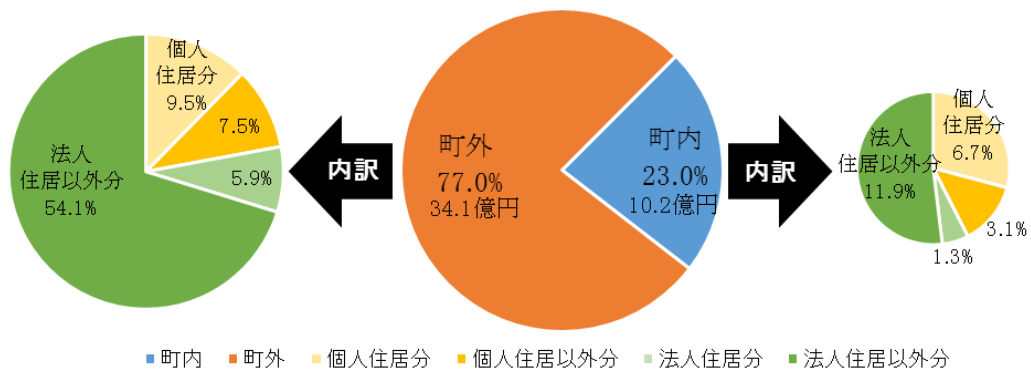
(3) 平成31年度以降の財源確保策の考え方

各案の検討結果を踏まえた平成31年度以降の財源不足額への対応にあたっての負担と用途の概ねの考え方は、図表12のとおりである。

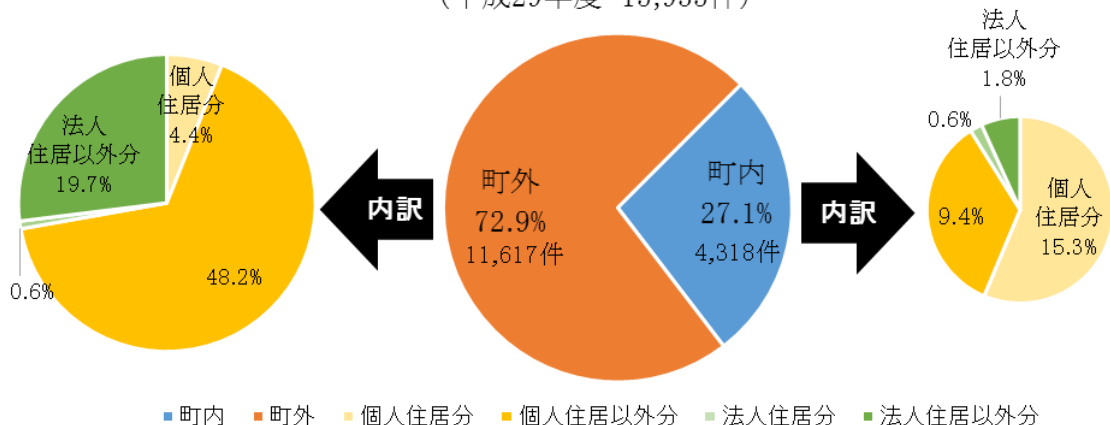
〔図表12〕 財源確保策の考え方

固定資産税超過課税
<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保の背景は、前回と同様に町税の著しい減少であるが、現行のサービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出、その中でも入湯税の充当対象外となる経常的経費である。 ・また、山岳地形等を要因とする4出張所の配置や小中高校生への通学支援施策など住民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担を求めることが適切と考えられる。 ・固定資産税であれば、町内者と町外者の割合が納税義務者では3：7、さらに税額では2：8であり、町内外の幅広い方から負担を求めることができる。 ・財源不足額の約5億円は、平成28年度から実施している固定資産税超過課税の税率1.58%と同税率を引き続き継続することで対応できるものであり、現状から、さらに負担が増すことはない。

固定資産税額の構成割合
(平成29年度 44億3,000万円)



固定資産税納税義務者の構成割合
(平成29年度 15,935件)



(4) 財源確保策案の内容（導入税目、税率、概算課税額、適用期限）

今後の財源不足額を補うために単独税目案を採用した場合の税率等は、図表13のとおりである。

〔図表13〕財源確保策案の内容

区 分	税率・課税額等	備 考
超過税率	0.18%	超過課税後の固定資産税の税率 1.58% = 【目安】 H30年度の固定資産税の税額と同様 H27年度の固定資産税の税額の13%増
概算課税額	500百万円	土地・家屋・償却資産に1.58%課税
適用期間	5年間 〔5年後以降も 継続を想定〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法上「その財政上その他の必要があると認める場合には（＝財政上の必要性のみならず、一定の政策目的を達成する場合も理由として認められる）」とされているが、前回と同様に財政上の必要性により実施するものである。 ・ 中長期財政見通しでは、平成31～35年度の中期5年間は、現行と同税率で行政サービスの提供が可能であることから適用期間を5年間とするものである。 ・ 長期的に財源不足が拡大する見込みであり、この対応として行財政改革アクションプランにおいて「持続可能な行財政運営手法の確立」や「財源確保策」の検討を行うものの、一定規模の財源不足は、継続して生じることが想定される。 ・ 今回、法定税及び法定外税の実施可能性について検討したが、固定資産税と宿泊税以外は、一定規模の財源確保が見込めず、仮に宿泊税のみで対応する場合、宿泊者のみの負担が増すこととなる。 ・ 観光地所在市町の課税状況を調査したところ、図表14のとおり、全団体に法人住民税の超過課税や都市計画税、法定外税のいずれかを課税しており、他の観光地と比較した場合の税負担は、むしろ低い状況である。 ・ 以上を踏まえると、固定資産税超過課税という財源確保策は、この5年間のみならず、当面の間、実施を担保し、税率については一定期間毎に見直す形で運用していく必要がある。

※他団体の超過課税適用期間の状況は、「【別紙4】超過課税の適用期間に関する調査結果」のとおり。

〔図表 14〕 観光地所在市町の課税状況

市町名	法人税		固定資産税 (超過税率)	都市計画税	入湯税	法定外税	財政力指数 (H28.3カ年平均)
	均等割	法人税割					
箱根町	標準	標準	(0.18/100)	-	宿泊150円・日帰り50円	-	1.41
鎌倉市	標準	制限	標準	0.30/100	-	-	1.06
湯河原町	標準	標準	標準	0.25/100	宿泊150円・日帰り100円	-	0.72
函館市	制限	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・長期療養等70円	-	0.46
草津町	制限	制限	標準	0.20/100	※1	-	0.76
日光市	制限	制限	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	0.62
金沢市	標準	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税実施予定	0.83
軽井沢町	標準	標準	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	1.52
高山市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.52
熱海市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	別荘等所有税	0.92
伊東市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.76
京都市	標準	11.9	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税実施予定	0.81
出雲市※3	制限	制限	(0.10/100)	0.075/100	150円/1人・1日	-	0.52
別府市	標準	制限	標準	0.25/100	※2	-	0.57

出典：各市町ホームページ・総務省決算カード

【注】法人税及び固定資産税欄の「標準」は標準税率、「制限」は、制限税率を示している。それ以外の税率を採用している場合は、個別の税率を表示。
 (草津町)※1 宿泊料金 6000円超…150円、6000円以下…100円、修学旅行の高校生…50円、日帰り・休憩…50円
 (別府市)※2 宿泊料金又は飲食料金 4501円超…150円、2001～4500円…100円、2000円以下…50円、娯楽施設を有する鉱泉浴場…50円
 なお、平成31年3月までに入湯税の超過課税を実施する方針が決定し、現在、実施に向けた手続きを行っている。
 (出雲市)※3 都市計画税は、旧出雲市の用途地域内のみに課税している。

(5) 今後のスケジュール

固定資産税超過課税の場合、平成30年12月末までに町税条例を改正する必要があるための当面のスケジュールは、図表15のとおりである。

〔図表 15〕 当面のスケジュール

年月	庁内		有識者	議会	町民等	
	行財政改革 推進本部会議	担当課及び 県との調整	行財政改革 有識者会議		行財政運営を 考える町民会議	町民説明会
4月	上旬					
	中旬	第1回(素案決定)		第7回(素案説明)		
	下旬					
5月	上旬					
	中旬			第8回(提言)		
	下旬					
6月	上旬	第2回(財源案決定)				
	中旬		町税条例案調整 (税務課)		特別委員会 (提言と財源案の説明)	
	下旬					
上旬					第1回(町の考え方説明)	財政対策説明会 (町の考え方説明)
7月	中旬		県への相談			
	下旬					
	上旬	第3回(最終決定)				
8月	中旬					
	下旬				議案上程	

【参考2】 入湯税と宿泊税の除外理由について

今回の検討結果では、入湯税と宿泊税は、財源確保策から除外したものであるが、その理由は、次のとおりである。

- ・中長期財政見通しにおいて、入湯税は、東京2020オリンピック・パラリンピックによる観光客の増等により、平成32年度の7億2100万円がピークとなり、その後は、微減で推移する見込みである。
- ・入湯税は目的税であり、使途が決められているなかで、中長期財政見通しをもとに対象事業費を試算した結果、今後、充当対象が減少する見込みである。
- ・その主な要因は、下水道の企業会計移行に伴い下水道料金の改定を予定しており、一般会計の負担が減る見込みであること。さらに、ごみ処理広域化による焼却施設の廃止により、施設整備費用が減少するためである。
- ・この状況で入湯税の引き上げを行った場合、入湯税収入が対象事業費を超えてしまう恐れがあり、税率変更による特別徴収義務者への影響を考えると、頻繁に税率の見直しを行うことは出来ない。
- ・また、平成27年度新財源確保有識者会議での「入湯税収入が町税収入の約1割を超えており、応分の負担をしている」という提言を尊重することには変わりはない。
- ・宿泊税については、京都市や金沢市で実施が決定しているが、インバウンドや観光客受入環境の充実など新たな観光施策に対して宿泊税を導入するという考え方であり理解が得られやすい面がある。
本町の場合、新たな観光施策への対応だけでなく財源不足を補う必要もあり、既存の観光関係施策の維持経費にも充当できるような制度設計が必要であることから、少なくとも3年程度の検討期間を要する。
- ・これらを踏まえ、平成31年度以降、宿泊税を含めた新たな財源を検討する中で入湯税の使途との精査を行い、平成35年度頃に第3号公共下水道の面整備の見込みや下水道料金改定による一般会計負担額やごみ処理広域化による本町の負担の方向性が明らかになった段階で、実施について再度検討すべきである。